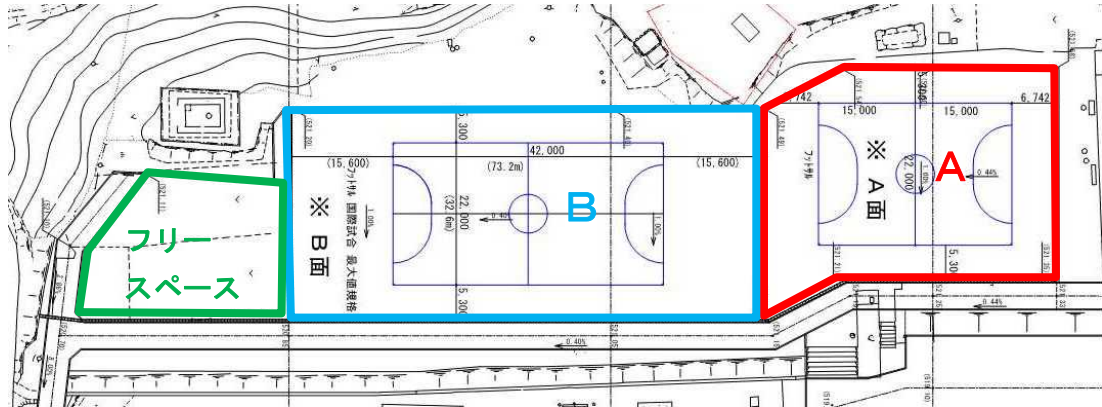


白糸自然公園スポーツ広場を占有利用（予約利用）する場合の手続きについて

1 施設の概要



- (1) 貸出エリア A：約30m四方、B：約30×80m
- (2) 貸出時間 月曜日～日曜日（休園日を除く）
午前：9時から12時
午後：12時から16時
- (3) 休園日 12月29日から翌年1月3日
- (4) 利用料 無料

2 占有利用（予約利用）の前提条件

スポーツ広場を占有利用（予約利用）する場合は、団体登録が必要になります。ただし、無料で使用できる施設であるため、**団体登録できる団体は以下に掲げる団体で、構成員が5人以上、本市内に在住又は在勤若しくは在学する者が構成員の2分の1以上が条件となります。**なお、公用や公共用で利用する場合は、団体登録は必要ありません。

【団体登録できる団体条件】

- ア 富士宮市体育協会加盟団体又はそれに準ずる団体
- イ ふじさんシニアクラブ富士宮又はそれに準ずる団体
- ウ 日本ボーイスカウト富士宮地区協議会、ガールスカウト富士宮市連絡協議会又はそれに準ずる団体
- エ その他市長が認めた団体

※ 団体登録が不要な団体（例）

- ・国、県、市、地方公共団体
- ・自治会（自治会が組織する団体が使用する場合を除く）
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校が教育の一環として使用する場合

※ その他市長が認めた団体（例）

- ・自治会が組織する団体
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校が教育の一環以外で使用する場合

3 予約使用の流れ（団体登録、予約の受付は市民体育館のみで行います。）

（1） 団体登録

市民体育館に団体登録申請書を提出します。その後、団体登録の前提条件を審査し、条件を満たしていれば、登録証を交付します。団体登録は、1週間程度かかります。また、団体登録は1年更新になります。

（2） 予約の方法

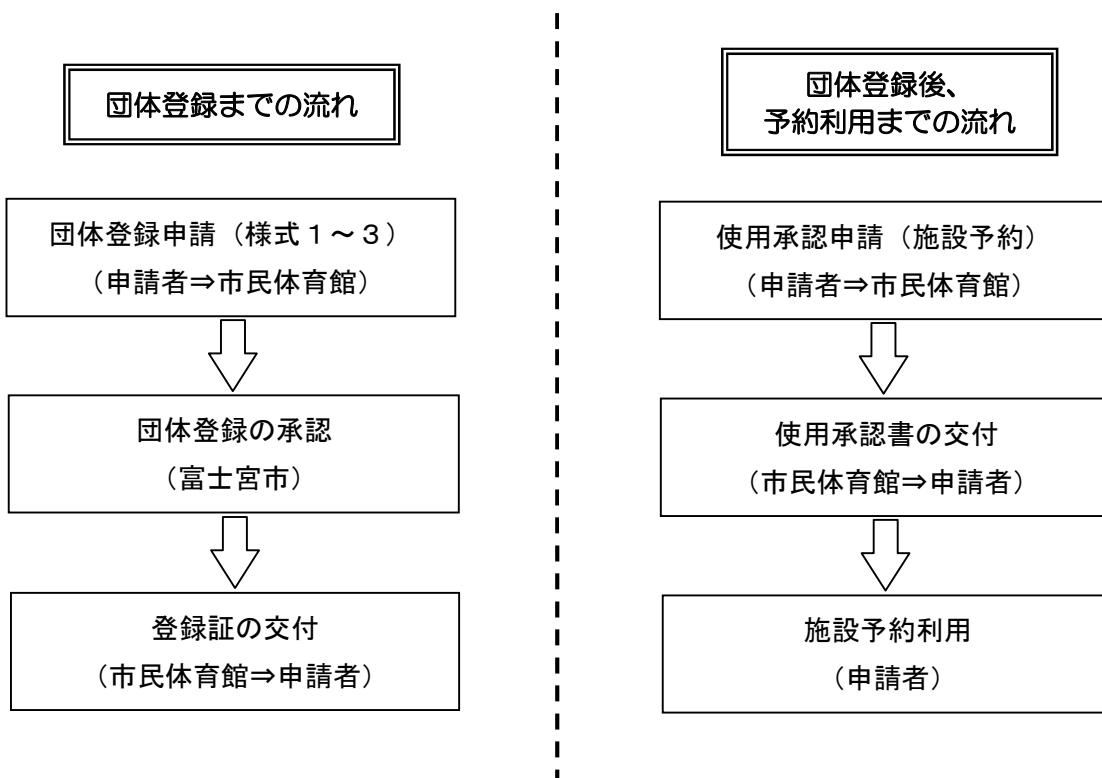
利用日の2ヶ月前から行うことができます。市民体育館に申請書を提出し、予約ができれば承認書を交付します。また、予約には2つの方法があります。

① 抽選会による方法

月初めの体育館開館日の夜7時から2ヶ月後の予約の抽選会を行います。（18時半から希望日の記入を開始）

② 窓口（市民体育館）での予約

市民体育館で空き状況を確認し、予約します。



富士宮市白糸自然公園スポーツ広場使用団体登録申請書

年度

(提出年月日) 年 月 日

1	ふりがな			結 成 年 月		
	団 体 名			年 月		
2	代 表 者	氏 名				
		住 所	富士宮市			
		電話番号	— —			
		Eメール アドレス				
3	連 絡 先 (代表者と連絡先が異なる場合は記入)	氏 名				
		住 所	富士宮市			
		電話番号	— —			
		Eメール アドレス				
4	団 体 種 別	該当する項目の数字を○で囲んでください。 1 富士宮市体育協会加盟団体又はそれに準ずる団体 2 ふじさんシニアクラブ富士宮又はそれに準ずる団体 3 日本ボーイスカウト富士宮地区協議会、ガールスカウト富士宮市 連絡協議会又はそれに準ずる団体 4 その他市長が認めた団体				
5	活 動 内 容	該当する項目の数字を○で囲んでください。 1 グラウンドゴルフ 2 フットサル 3 その他 ()				
6	会員人数	人	主 な 使用時間	午 前 午 後	時 分 ~ 午 前 午 後 時 分	
	使用回数	月 回	そ 他 ()	主 な 使用曜日	第 1・2・3・4・毎週 曜日	
7	白糸自然公園スポーツ 広場以外の活動場所	会 場 名				

課 長	係 長	課 員	担 当

第2号様式

富士宮市白糸自然公園スポーツ広場使用誓約書

私たちの団体は、富士宮市白糸自然公園スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）を使用するに当たり、使用者としての責任を持ち、下記の事項を守ることを誓います。

記

- 1 施設使用に当たっては、白糸自然公園管理者の指示に従います。
- 2 富士宮市都市公園条例、スポーツ広場使用規定を遵守し、各々の団体の活動を相互に助け合いながら、白糸自然公園（以下「公園」という。）の運営に協力します。
- 3 使用団体登録に記載した活動以外の利用をしません。
- 4 スポーツ広場及び公園内にて次の行為は行いません。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行動
 - (2) 営利を目的とするもの又はこれに類する活動
 - (3) 公園施設及び附属施設を損傷するおそれがある行動
 - (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする活動
 - (5) 特定の政党・党派又は宗教を支持又は反対することを目的とする活動
 - (6) 暴力団又は暴力団等の統制下にある活動
 - (7) 喫煙及び火気を使用すること。
 - (8) 所定の場所以外で飲食すること。
 - (9) 指定された場所以外の場所への車両の乗り入れ、又はとめておくこと。
 - (10) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為
 - (11) 立入禁止区域に立入ること。
 - (12) 貼り紙若しくは広告物を掲げ、又は宣伝すること。
 - (13) 危険物を持ち込むこと。
 - (14) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行うこと。
 - (15) 騒音、怒声、暴力等、他の利用者又は周辺住民の迷惑をかけること。
 - (16) その他施設管理上支障がある活動
- 5 スポーツ広場に表示されている使用上の注意を遵守します。
- 6 利用後は、施設内の片づけ及び清掃を行うとともに、ゴミ等は全て持ち帰ります。
- 7 トイレ・駐車場等の公園内の共用部分についても、施設美化及び省エネルギーに努めます。

- 8 設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長に届け出るとともに、市長の定める額を賠償します。
- 9 使用団体登録の内容（代表者、連絡先住所、電話番号等）に変更があった場合、速やかに市長に連絡します。
- 10 団体登録後、本誓約書に反する使用があった場合には、使用者登録を抹消されても異議を申し出ません。

平成 年 月 日

署 名
(自署してください)

団体名

代表者

会 員 名 簿

年 月 日現在

No	氏 名	住 所	電 話 番 号	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

No	氏 名	住 所	電 話 番 号	備 考
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				